

社会福祉法人佐賀西部コロニー 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐賀西部コロニー(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬の総額)

第2条 役員には、各年度の総額が4,700,000円を超えない範囲で報酬を支給する。

2 評議員には、定款第8条に規定する額(各年度の総額300,000円)を超えない範囲で報酬を支給する。

(報酬の支給)

第3条 理事長には、月額200,000円の報酬を支給する。

2 理事長以外の役員等には、別表1に定める報酬を支給する。

(職員給与との併給)

第4条 役員で当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている者の役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 理事長等に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

(1) 理事長に対する報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第25条に準じた日とする。

(2) 理事長以外の役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第8条 役員等には、理事会・評議員会に出席した場合及び監事監査を行った場合に、別表2のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表2の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

- 2 理事長及び役員等が前項以外の職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条第 1 項関係）

項 目	報酬額
半日を要する場合	日額 3, 5 0 0 円
1 日を要する場合	日額 7, 0 0 0 円

別表 2（第 8 条第 1 項関係）

会場までの距離（片道）	費用弁償額
～ 2 0 k m 未満	5 0 0 円
2 0 k m 以上～ 4 0 k m 未満	1, 5 0 0 円
4 0 k m 以上～	3, 0 0 0 円